

羽咋市景観形成ガイドライン



石川県羽咋市

～ 目 次 ～

はじめに	01
これまでの経緯と本ガイドラインの目的	02
本ガイドラインの位置付け	03
建築物・工作物をつくる新たなルール	03
景観の現況把握	05
景観形成基本方針	21
(1) 自然的景観の形成	
(2) 歴史・文化的景観の形成	
(3) まちなみの景観の形成	
(4) 協働して行う良好な景観の形成	
地域別景観形成方針	23
(1) 羽咋・千里浜地域	
(2) 栗ノ保・富永地域	
(3) 邑知・余喜地域	
(4) 越路野・鹿島路地域	
(5) 一ノ宮・上甘田地域	
景観形成基準	54
(1) 高さ	
(2) 形態・意匠	
(3) 壁面	
(4) 屋外設備	
(5) 外構	
(6) 駐車場など	
(7) 公共建築物や道路など	
(8) 屋外広告物や看板など	
(9) 開発行為、土石の採取、土地の開墾、屋外での土石の堆積類など	
手続きの流れ	73
石川県景観計画の概要	74
(1) 石川県景観計画区域	
(2) 石川県景観計画での羽咋市の位置付け	
(3) 行為の制限に関する事項	
3-1) 届出対象行為	
3-2) 建築物等の基準	
3-3) 屋外広告物の表示等に関する方針	

はじめに

いま、全国各地で昔からある風景やまち並みの保存運動が展開されています。それは、日常生活で求めてきた便利さや機能性を優先させながらも、私たちが心のどこかで追い求めてきた、懐かしいたたずまいの家並みや風景を捨てきれないからだと思われます。

まちの景観は実にさまざまな要素によって構成されています。中でも道路や公園、公共建築物など都市の基盤となるものについては、行政が先導的に景観に配慮するよう努めています。

しかしながら、まちの景観をつくっている要素の大半は、みなさんの住宅や商店であったり、またその住まい方、暮らしぶりなどを反映したものといえます。

景観づくりを進めるにあたっては、市民のみなさんや事業者の方々の主体性に負う部分が大きく、一人一人が景観づくりの主役といえます。市民や事業者のみなさんが行政と力をあわせて、それぞれの立場から景観づくりに取り組んでいくことが大切です。

そのためにも、景観づくりに関する共通認識に基づき自分たちでルールを定め、これを守るとともにそれぞれの役割を担うことが求められます。

「羽咋市景観形成ガイドライン」は、本市の豊かな自然と美しい景観、恵まれた文化財や個性あふれる伝統文化を損なうことなく、良好な景観が形成されるよう本市の地域ごとの特性・課題等を具体的に整理し、景観形成の目標や方針、推進の方策を示したものであります。

本ガイドラインが、関係者の実務に役立つとともに、広く市民に浸透し、皆様の創意工夫も加わりながら、それぞれの地域の良好な景観形成の実現に寄与できますことを願っております。



妙成寺五重塔まつり

これまでの経緯と本ガイドラインの目的

羽咋市では、これまで石川県の景観条例や屋外広告物条例により、建築物や屋外広告物等の位置、形態・意匠についての規制をし、一定の成果をあげてきたところです。しかしながら、これまでの景観条例は法律上の根拠を有さない自主規制でありました。

一方、国においては、地方公共団体が行う景観行政を推進する「**景観法**」を2004年（平成16年）に制定し、2005年（平成17年）6月に全面施行し、強制力を伴う法的規制の枠組みが整備されました。

このような状況を踏まえ、県では景観行政をさらに推進するため、「**いしかわ景観総合条例**」を公布し、2009年（平成21年）1月から施行しました。

本市では、この「いしかわ景観総合条例」の施行を契機とし、この条例に基づいた「**石川県景観計画**」を効果的に運用するため、本市の良好な景観の保全、創出を図り、景観まちづくりを進めることを目的として、その指針となる「**羽咋市景観形成ガイドライン**」を作成しました。

このガイドラインは、特に届出の行為が必要のない一定規模以下の建築行為等にあっても、景観形成への協力を呼びかけ、個々の市民や事業者の方々に、自主的に活用していただき、徐々に景観を向上させることを意図しています。

また、市及び関係機関などの行政が行う景観形成の活動や整備事業においても、それぞれのガイドラインとして活用し、本市の良好な景観が形成されることを目的としています。

このガイドラインを、市民・事業者・行政の一人ひとりが実践することで、徐々にではありますが、私たちが住む羽咋の景観が、多くの市民の共有の財産にふさわしいものに育っていきたいと考えています。



酒井林道より邑知平野を望む

本ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、その内容を具現化するために、公共事業による先導的な景観形成を市の総合計画に位置付けます。また、都市計画マスタープランや住宅マスタープラン等の関係計画に位置付け、まちづくりの指針とします。

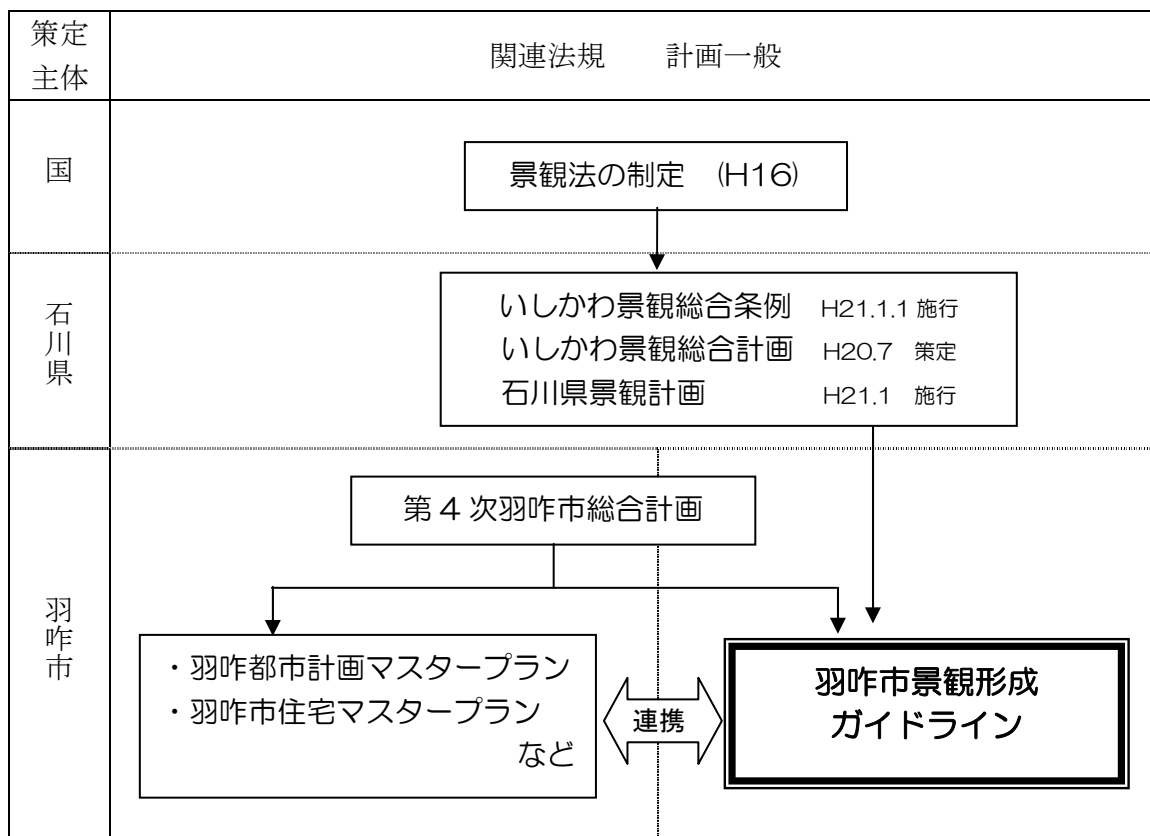


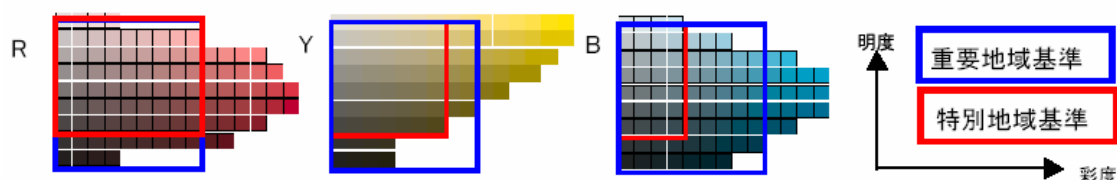
表 羽咋市景観形成ガイドラインの位置付

建築物・工作物をつくる新たなルール

(※詳細については、73 頁以降参照)

景観法に基づく石川県景観計画では、建築物や工作物の新築等、景観に影響を与える行為について、届出による規制を行います。

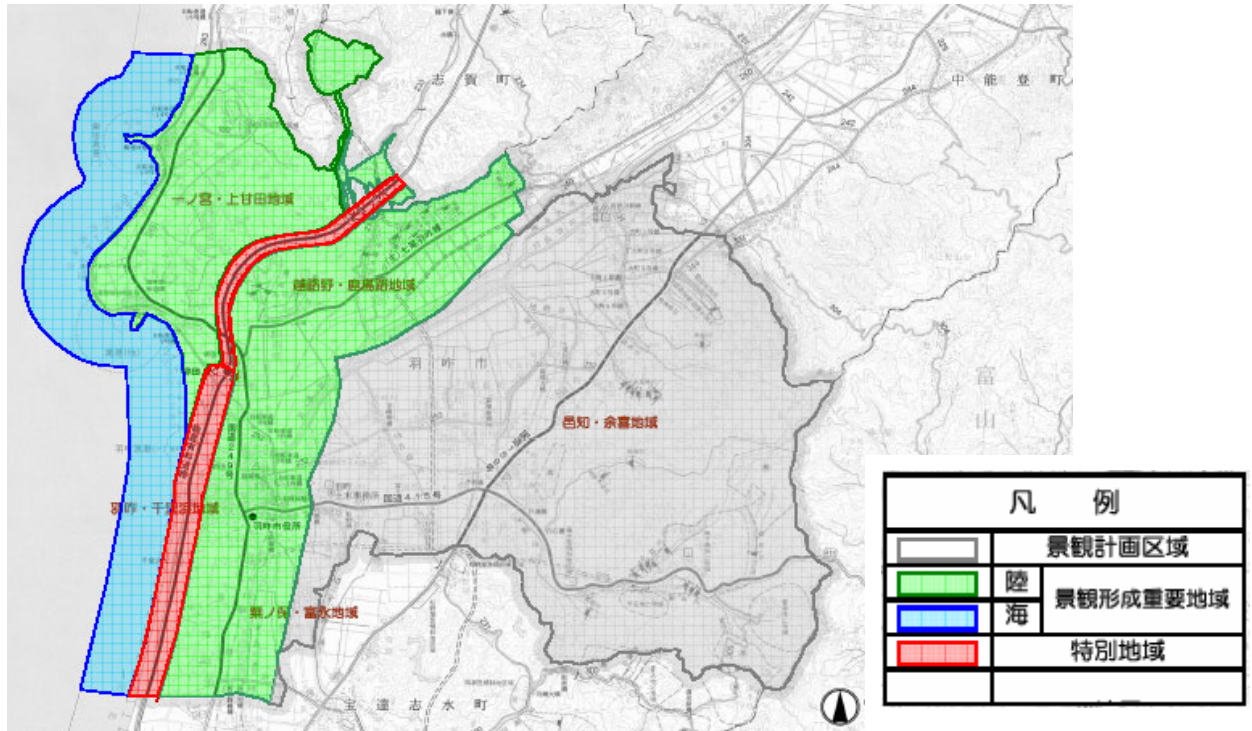
建築物や工作物の「位置・規模」「形態・意匠」「色彩」「材料」など、開発行為については、「盛土・切土」「のり面」などの項目で景観形成に関する基準を定め景観に関連した事項を広く規定しています。また、色彩とデザインに関しては、変更命令が可能となるなど、強制力のある規制となっています。



〈色彩の数値基準例（マンセル表色系による）〉

○ 地域の指定

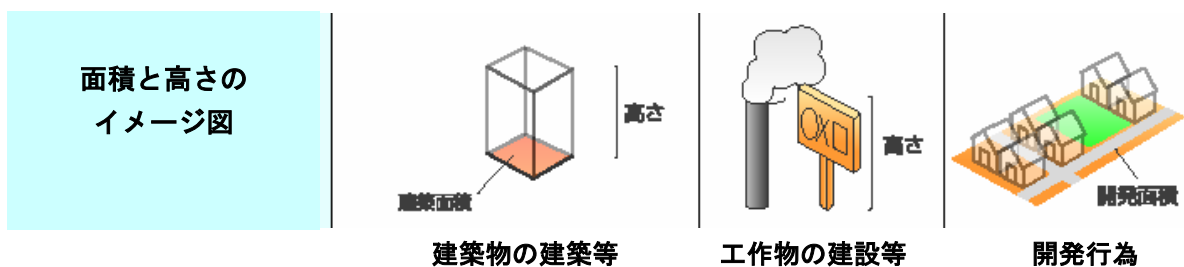
「いしかわ景観総合計画」に基づいて策定された「石川県景観計画」では、下図のとおり「景観計画区域」、「景観形成重要地域」、「特別地域」を指定し、良好な景観の形成を図ります。



○ 届出が必要な行為

それぞれの地域に応じて、以下の規模に該当する建築物や工作物の新築・増改築等や、開発行為を行う場合は届出が必要となります。

行為の種類		届出対象規模		
		景観計画区域	景観形成重要地域	特別地域
建築物の新築、増築、色彩の変更など	建築面積	1,000 m ² 超	500 m ² 超	200 m ² 超
	高さ	13m超	同左	10m超
工作物の新設、増築、色彩の変更など	高さ	13m超	同左	10m超
開発行為	開発面積	10,000 m ² 超	同左	3,000 m ² 超



○ 屋外広告物を表示する新たなルール

景観に対して大きな影響を与える屋外広告物についても、建築物等との一体的な景観形成を図ります。一定規模を超える広告物を表示する場合には、原則として許可が必要です。